

堺市立中学校における個人情報紛失について

堺市立中学校 1 校において、1 年生 203 名分の氏名印を紛失していることが発覚しました。

このような重大な事態を発生させたことにつきまして、関係の保護者や生徒の皆様をはじめ、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。再発防止に向け、より一層、学校における個人情報の管理を徹底します。

加えて、氏名印の紛失について教育委員会への報告をしなかった管理職に対しては、厳正に対処いたします。

なお、紛失した個人情報の流出については、現在のところ確認されておりません。

1 紛失物

1 年生全員の氏名印（203 名分）

2 事案概要

- 令和 5 年 3 月 22 日（水）、当該中学校の教員 A、教員 B が、当該中学校へ入学予定の児童の氏名印（203 名分）を、小学校の教員から受け取り、無地の封筒に入れた。同日教員 A は、教員 C（現教頭）立ち合いのもと、職員室の鍵付きの保管庫に入れ、施錠した。
- 同年 3 月 30 日（木）、教員 D は、不要となった書類を廃棄する等、氏名印を保管した保管庫の整理を行った。作業後に保管庫を施錠する際、封筒が保管庫内にあることを確認したが、封筒の中に氏名印が入っているかについては確認していなかった。
- 同年 4 月 4 日（火）、当該中学校の教員 E が、氏名印の整理を行うため、保管庫を開けたところ、氏名印の入った封筒がないことが発覚し、教員 C に報告した。また、同日、教員 C から校長へ報告した。
- 同年 4 月 4 日（火）以降、校長、教員 C、他数名の教職員が搜索したが、発見には至らなかった。
- 同年 4 月 14 日（金）、校長が全教職員に事案の報告をし、全教職員で校内を搜索したが、氏名印は発見されなかった。また校長は、他の情報と紐づけができないことから氏名印のみでは個人の特特定ができませんと考え、氏名印のみをもって個人情報であるという認識がなかったため、教育委員会への報告は必要ないと判断した。

3 発覚経緯

- 教職員人事評価制度の中で実施している「マネジメントシート」（※）を教育委員会が取りまとめていたところ、令和 5 年 9 月 11 日（月）に当該校の氏名印の紛失に関する記載を発見した。同年 9 月 19 日（火）に、校長に事実確認をしたところ、その事実を認めた。

※各学校の教職員が、管理職にマネジメントに関する意見を Microsoft の forms で入力する仕組み。入力されたデータの取りまとめは教育委員会が行い、管理職に伝える。

4 対応状況

- 教育委員会の指示にもとづき、令和5年9月20日（水）～24日（日）、当該校の教職員で、再度、校内を搜索しましたが、氏名印は発見されませんでした。
- 同年9月25日（月）、全保護者対象の説明会を開催し、謝罪と説明を行いました。

5 原因

- 教育委員会の指示のもと、校長が全教職員に聞き取りを行いましたが発見された原因は特定できていません。
- 校長を含む当該校の教職員全員が個人情報に対する認識が不足していました。

6 今後の対応等

- 個人情報の管理については、教職員全員が、改めて個人情報取扱者である自覚をもち、再発防止に向けた適正な個人情報の管理・保管及び流出防止を徹底するため、あらためて管理職及び教職員に対して個人情報の取扱いについて研修をします。

問 い 合 わ せ 先	(個人情報紛失について) 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-340-2300 ファックス：072-228-7421
	(発覚の経緯について) 担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890